

令和 7 年第 3 回神栖市議会定例会議案一覧表

議案番号	件 名
議案第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 2 号	神栖市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
議案第 3 号	神栖市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
議案第 4 号	神栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び神栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第 5 号	神栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第 6 号	神栖市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
議案第 7 号	令和 7 年度神栖市一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 8 号	令和 7 年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
議案第 9 号	令和 7 年度神栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 10 号	損害賠償の額を定めることについて
議案第 11 号	損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第 12 号	専決処分の承認を求めることについて ・ 令和 7 年度神栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

認定第 1 号	令和 6 年度神栖市歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	令和 6 年度神栖市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
認定第 3 号	令和 6 年度神栖市下水道事業会計決算の認定について
報告第 1 号	令和 6 年度神栖市一般会計継続費精算報告書 ・コミュニティセンター管理運営事業 ・住宅管理事業
報告第 2 号	令和 6 年度神栖市下水道事業会計継続費精算報告書 ・公共下水道整備事業（雨水）
報告第 3 号	令和 6 年度決算に基づく神栖市健全化判断比率の報告について
報告第 4 号	令和 6 年度決算に基づく神栖市水道事業会計及び神栖市下水道事業会計についての資金不足比率の報告について
報告第 5 号	債権放棄の報告について
報告第 6 号	鹿島港湾運送株式会社の令和 6 年度第 5 5 期営業報告及び令和 7 年度事業計画について

令和 7 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 1

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について 【地方税法】（抄） 第 4 2 3 条 【 略 】 2 【 略 】 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。	荒沼 俊明 委員の任期が令和 7 年 1 2 月 1 2 日をもって満了することに伴い、人格が高潔で、固定資産の評価に関し識見を有する同氏を引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。 【氏 名】 荒沼 俊明 【住 所】 神栖市芝崎	
議案第 2 号	神栖市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	基幹業務システムの標準化に伴い、住登外者宛名番号管理機能によって行われる事務及び情報連携について、個人番号の独自利用事務として条例に定める必要があるため、所要の改正を行うものであります。 【改正内容】 ・第 4 条第 4 項を第 5 項へ繰り下げ、新たに第 4 項として、法定利用事務に係る庁内連携の包括的な規定を加える。 ・別表第 1、第 2 及び第 3 を改め、住登外者宛名情報に係る規定を追加する。	
議案第 3 号	神栖市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	児童福祉法の一部改正により新たに創設された乳児等通園支援事業について、その設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、条例を制定するものであります。 【制定内容】 既存の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として創設された「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」について、児童福祉法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める。	

令和 7 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 2

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 4 号	神栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び神栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	児童福祉法の一部改正に伴い、引用する条項の整理をするため、所要の改正を行うものであります。 【改正内容】 第 1 条関係（神栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正） ・第 1 2 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。 第 2 条関係（神栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正） ・第 2 5 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。	
議案第 5 号	神栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	児童福祉法の一部改正に伴い、引用する条項の整理をするため、所要の改正を行うものであります。 【改正内容】 第 1 2 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。	
議案第 6 号	神栖市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業に係る規定を整理するため、また、文言の整理をするため、所要の改正を行うものであります。 【改正内容】 地方公務員の育児休業等に関する法律において、現行の「1 日につき 2 時間を超えない範囲内」の部分休業を「第 1 号部分休業」と、法改正により新たに措置された「1 年につき 1 0 日を超えない範囲内」の部分休業を「第 2 号部分休業」とする改正が行われたことにより、これらの部分休業に伴う給与の減額に係る規定を改める。	

令和 7 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 3

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 7 号	令和 7 年度神栖市一般会計補正予算（第 3 号） 補正予算の詳細は財政課作成資料を参照	補正は歳入歳出それぞれ 1, 7 3 5 万 4 千円を追加し、補正後の予算規模を 4 5 0 億 8, 9 0 5 万 5 千円とするものであります。 補正前の額 4 5, 0 7 1, 7 0 1 千円 補 正 額 1 7, 3 5 4 千円 計 4 5, 0 8 9, 0 5 5 千円 補正の主な内容につきましては、中学校部活動の地域クラブへの移行事業について、地域クラブ活動の充実を図ることを目的とした実証事業を実施するため、補正予算を計上するものであります。財源としましては、県支出金等を充てるものであります。	
議案第 8 号	令和 7 年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）	補正は歳入歳出それぞれ 1 3 5 万 3 千円を追加し、補正後の予算規模を 6 0 億 9, 2 2 5 万 4 千円とするものであります。 補正前の額 6, 0 9 0, 9 0 1 千円 補 正 額 1, 3 5 3 千円 計 6, 0 9 2, 2 5 4 千円 補正の内容につきましては、国が進める標準化に伴う介護保険事務処理システム経費について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰入金等を充てるものであります。	

令和 7 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 4

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 9 号	令和 7 年度神栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	補正は歳入歳出それぞれ 2 1 5 万円を追加し、補正後の予算規模を 1 2 億 5, 3 1 3 万 5 千円とするものであります。 補正前の額 1, 2 5 0, 9 8 5 千円 補 正 額 2, 1 5 0 千円 計 1, 2 5 3, 1 3 5 千円 補正の内容につきましては、職員の定期人事異動に伴う人件費について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰入金で充てるものであります。	
議案第 10 号	損害賠償の額を定めることについて 【地方自治法】（抄） 第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 第 1 3 号 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。	神之池緑地の神栖市文化センター脇駐車場において相手方車両が損傷した事故について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。	

令和 7 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 5

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 11 号	損害賠償の額を定め、和解することについて	市道 8－1 0 5 号線において相手方車両が損傷した事故について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。	
	【地方自治法】（抄） 第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 第 1 2 号 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る同法第 11 条第 1 項の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。 第 1 3 号 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。		
議案第 12 号	専決処分の承認を求めることについて ・ 令和 7 年度神栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。 補正は歳入歳出それぞれ 2 3 7 万 8 千円を追加し、補正後の予算規模を 1 2 億 5, 0 9 8 万 5 千円とするものであります。	
	地方自治法（抄） 第 1 7 9 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 1 1 3 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。 2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。 3 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。		補正前の額 1, 2 4 8, 6 0 7 千円 補 正 額 2, 3 7 8 千円 計 1, 2 5 0, 9 8 5 千円 補正の内容につきましては、後期高齢者医療保険料の過誤納金について、対象者へ速やかに還付するため、補正予算を計上し、

令和 7 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 6

議案番号	件 名	概 要	備考
		8 月 6 日に専決処分したものであります。	
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 【人権擁護委員法】（抄） 第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。	根本 理加子 委員の任期が令和 7 年 1 2 月 3 1 日をもって満了することに伴い、人格識見ともに高い同氏を引き続き人権擁護委員として推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。 【氏 名】 根本 理加子 【住 所】 神栖市知手中央	
認定第 1 号	令和 6 年度神栖市歳入歳出決算の認定について 【地方自治法】（抄） 第 2 3 3 条 〔 略 〕 2 〔 略 〕 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。 4 〔 略 〕	地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。	

令和 7 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 7

議案番号	件 名	概 要	備考
認定第 2 号	令和 6 年度神栖市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	未処分利益剰余金 5 億 6 9 5 万 8, 4 5 6 円のうち、1 億 4, 3 5 4 万 4, 2 2 3 円を建設改良積立金へ積み立て、残金を繰り越すものとするため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求め、併せて、同法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。 【地方公営企業法】（抄） 第 3 0 条 〔略〕 2 及び 3 〔略〕 4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第 1 0 2 条の 2 第 1 項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後の最初の定例会（同条第 6 項に規定する定例会をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。 5 から 7 まで 〔略〕 第 3 2 条 〔略〕 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。 3 及び 4 〔略〕	
認定第 3 号	令和 6 年度神栖市下水道事業会計決算の認定について	地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。	

令和 7 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 8

議案番号	件 名	概 要	備考
報告第 1 号	令和 6 年度神栖市一般会計継続費精算報告書 ・コミュニティセンター管理運営事業 ・住宅管理事業	地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規定に基づき、報告するものであります。	
	【地方自治法施行令】（抄） 第 1 4 5 条 〔 略 〕 2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第 2 2 0 条第 3 項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものである場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第 2 3 3 条第 5 項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。 3 〔 略 〕		
報告第 2 号	令和 6 年度神栖市下水道事業会計継続費精算報告書 ・公共下水道整備事業（雨水）	地方公営企業法施行令第 1 8 条の 2 第 2 項の規定に基づき、報告するものであります。	
	【地方公営企業法施行令】（抄） 第 1 8 条の 2 〔 略 〕 2 管理者は、継続費に係る継続年度（継続費に係る支出予算の金額のうち法第二十六条第一項又は第二項の規定により繰り越したものである場合には、その繰り越された年度）が終了した場合においては、継続費精算報告書を作成し、法第三十条第一項の書類と併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合において、地方公共団体の長は、法第三十条第六項の書類の提出と併せて、これを議会に報告しなければならない。 3 〔 略 〕		

令和 7 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 9

議案番号	件 名	概 要	備考
報告第 3 号	令和 6 年度決算に基づく神栖市健全化判断比率の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、報告するものであります。	
	【地方公共団体の財政の健全化に関する法律】（抄） 第 3 条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。 2 〔略〕		
報告第 4 号	令和 6 年度決算に基づく神栖市水道事業会計及び神栖市下水道事業会計についての資金不足比率の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、報告するものであります。	
	【地方公共団体の財政の健全化に関する法律】（抄） 第 2 2 条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。 2 〔略〕		

令和 7 年第 3 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 10

議案番号	件 名	概 要	備考
報告第 5 号	債権放棄の報告について	神栖市債権管理条例第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、報告するものであります。	
	【神栖市債権管理条例】（抄） 第 1 4 条 市長等は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権（これに係る損害賠償金等を含む。以下同じ。）の全部又は一部を放棄することができる。ただし、保証人の保証があり、債務を履行できる場合は、この限りでない。 第 1 号から第 7 号 〔 略 〕 2 市長等は、前項の規定により当該債権を放棄したときは、規則で定めるところにより、これを議会に報告しなければならない。		
報告第 6 号	鹿島港湾運送株式会社の令和 6 年度第 5 5 期営業報告及び令和 7 年度事業計画について	地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、報告するものであります。	
	【地方自治法】（抄） 2 4 3 条の 3 第 2 項（財政状況の公表等） 普通地方公共団体の長は、第 2 2 1 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。 【地方自治法施行令】（抄） 第 1 7 3 条 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。		

提 案 理 由

令和7年第3回神栖市議会定例会に提出いたしました議案につきまして、説明いたします。

今回の提出案件は、

人事に関するもの	1 件
条例に関するもの	5 件
予算に関するもの	3 件
損害賠償の額を定めることについて	2 件
専決処分の承認を求めるもの	1 件
諮問に関するもの	1 件
認定に関するもの	3 件
報告に関するもの	6 件

でございます。

議案第1号につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであり、荒沼 俊明 委員の任期が令和7年12月12日をもって満了することに伴い、人格が高潔で、固定資産の評価に関し識見を有する同氏を引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

議案第2号につきましては、神栖市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであり、基幹業務システムの標準化に伴い、住登外者宛名番号管理機能によって行われる事務及び情報連携について、個人番号の独自利用事務として条例に定める必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議案第3号につきましては、神栖市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであり、児童福祉法の一部改正により新たに創設された乳児等通園支援事業について、その設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、条例を制定するものであります。

議案第4号につきましては、神栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び神栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであり、児童福祉法の一部改正に伴い、引用する条項の整理をするため、所要の改正を行うものであります。

議案第5号につきましては、神栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであり、児童福祉法の一部改正に伴い、引用する条項の整理をするため、所要の改正を行うものであります。

議案第6号につきましては、神栖市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであり、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業に係る規定を整理するため、また、文言の整理をするため、所要の改正を行うものであります。

議案第7号につきましては、令和7年度神栖市一般会計補正予算（第3号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ1,735万4千円を追加し、補正後の予算規模を450億8,905万5千円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、中学校部活動の地域クラブへの移行事業について、地域クラブ活動の充実を図ることを目的とした実証事業を実施するため、補正予算を計上するものであります。財源としましては、県支出金等を充てるものであります。

議案第8号につきましては、令和7年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ135万3千円を追加し、補正後の予算規模を60億9,225万4千円とするものであります。

補正の内容につきましては、国が進める標準化に伴う介護保険事務処理システム経費について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰入金を充てるものであります。

議案第9号につきましては、令和7年度神栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ215万円を追加し、補正後の予算規模を12億5,313万5千円とするものであります。

補正の内容につきましては、職員の定期人事異動に伴う人件費について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰入金を充てるものであります。

議案第10号につきましては、損害賠償の額を定めることについてであり、神之池緑地の神栖市文化センター脇駐車場において相手方車両が損傷した事故について、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号につきましては、損害賠償の額を定め、和解することについてであり、市道8-105号線において相手方車両が損傷した事故について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号につきましては、専決処分の承認を求めることについてであり、令和7年度神栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正は歳入歳出それぞれ237万8千円を追加し、補正後の予算規模を12億5,098万5千円とするものであります。

補正の内容につきましては、後期高齢者医療保険料の過誤納金について、対象者へ速やかに還付するため、補正予算を計上し、8月6日に専決処分したものであります。

諮問第1号につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであり、根本 理加子 委員の任期が令和7年12月31日をもって満了することに伴い、人格識見ともに高い同氏を引き続き人権擁護委員として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

認定第1号につきましては、令和6年度神栖市歳入歳出決算の認定についてであり、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。

認定第2号につきましては、令和6年度神栖市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであり、未処分利益剰余金5億695万8,456円のうち、1億4,354万4,223円を建設改良積立金へ積み立て、残金を繰り越すものとするため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求め、併せて、同法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。

認定第3号につきましては、令和6年度神栖市下水道事業会計決算の認定についてであり、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。

報告第1号につきましては、令和6年度神栖市一般会計継続費精算報告書についてであり、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第2号につきましては、令和6年度神栖市下水道事業会計継続費精算報告書についてであり、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第3号につきましては、令和6年度決算に基づく神栖市健全化判断比率の報告についてであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第4号につきましては、令和6年度決算に基づく神栖市水道事業会計及び神栖市下水道事業会計についての資金不足比率の報告についてであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第5号につきましては、債権放棄の報告についてであり、神栖市債権管理条例第14条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第6号につきましては、鹿島港湾運送株式会社の令和6年度第55期営業報告及び令和7年度事業計画についてであり、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものであります。